

## 編入学・転学部・転学科による創造プログラムへの配属者の 既修得科目の単位認定に関する要項

編入学・転学部・転学科により環境創造学科の2年または3年に配属予定の学生（以下、編入学生）が創造プログラムを希望する場合に、前所属大学・学科等において修得した科目（以下、既修得科目）の単位をプログラム指定科目の修得単位として認定する場合について、以下に定める。

### 1. 既習得科目の単位認定の基本方針

既修得科目を本学科の創造プログラムの指定科目としての単位認定は、ある一既修得科目が、本学科のある一指定科目に授業時間や内容的にほぼ一致するものであると確認（以下、整合性の確認）できる場合に行う。整合性の確認の方法（以下、整合性の調査）は、書類による授業内容等の調査、口頭試問を含む面接による調査、および既得単位認定試験の3段階の方法によって行う。

### 2. 書類による整合性の調査

編入学生は、既修得科目について、成績証明書または単位修得証明書、シラバス、授業計画書等、単位の修得の証明や授業内容を明らかにする書類を本学科に提出する。

教務委員は、編入学生から提出された既修得科目に関する資料と本学科の指定科目のシラバスおよび授業内容を比較し、比較結果を教室会議に報告する。この報告に基づき、教室会議において、既修得科目ごとの担当者（以下、科目担当者）を決定する。科目担当者は、原則として対応する本学科の創造プログラム指定科目の担当者とする。

科目担当者は、既修得科目に関する書類を精査し、学科の指定科目の授業内容との整合性を調査し、調査結果を教室会議に報告する。整合性の調査にあたり、シラバスや授業計画書から判断される内容、授業時間数、編入学生の当該科目における成績、などを総合的に考慮する。

教室会議において、科目担当者による整合性の調査の報告から整合性の確認ができると判断された場合、既修得科目を指定科目の単位として認定する。

### 3. 面接による整合性の調査

教室会議において、授業内容や編入学生の当該科目における成績など、書類による整合性の調査のみでは認定の可否に疑義があるとされた場合、科目担当者と教務委員等2名以上からなる面接担当教員が、編入学生に対し当該科目の内容に関する質問や口頭試問を含む面接により整合性の調査を行う。面接担当教員は教室会議において調査結果を報告し、教室会議において整合性の確認ができると判断された場合には、既修得科目を指定科目の単位として認定する。

### 4. 既得単位認定試験

教室会議において、書類および面接による整合性の調査のみでは認定の可否に疑義があるとされた場合、科目担当者が既得単位認定試験を行い、その結果を教室会議に報告、既修得科目を指定科目として認定するかを教室会議において判断する。なおこの試験の難易度・方式は、本学における定期試験に相当するものとする。

付記：この要項は平成21年10月22日より施行する。